

西原村景観条例施行規則

平成 26 年 9 月 25 日

西原村規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）
及び西原村景観条例（平成 26 年西原村条例第 15 号。以下「条例」という。）
の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 太陽光発電施設
- (4) 煙突
- (5) 高架水槽
- (6) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号
に該当するものを除く。）
- (7) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (8) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラ
ウンドその他これらに類する遊戯施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラ
ントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施
設

- (1 1) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
 - (1 2) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
 - (1 3) 広告塔又は広告板
- (規則で定める特定施設)

第3条 条例第2条第5項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設
 - (2) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
 - (3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設
 - (4) カラオケボックス
 - (5) 屋上広告
- (大規模行為の規模等)

第4条 条例第2条第6項第1号の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

2 条例第2条第6項第2号の規則で定める規模は、高さ13メートル（第2条第6号に規定する工作物にあっては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。

3 条例第2条第6項第3号の規則で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。

4 条例第2条第6項第4号及び第5号の規則で定める面積は3,000平方メートル、規則で定める規模は高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。

(行為の届出)

第5条 条例第7条第1項の届出及び同条第2項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成地域における行為 景観形成地域における行為の(変更)届出書(様式第1号)及び行為の種類に応じて別表第1に定める図面
- (2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の(変更)届出書(様式第2号)及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面
- (3) 大規模行為に係る行為 大規模行為に係る行為の(変更)届出書(様式第3号)及び行為の種類に応じて別表第3に定める図面

2 法第16条第2項及び条例第7条第3項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める届出書に、当該各号に定める図面のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

3 前項の届出は、届け出た内容に変更が生じたとき直ちに行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面の一部を省略することができる。

(勧告をしない旨の通知)

第6条 村長は、法第16条第3項及び条例第7条第5項の規定により勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、景観計画区域内における行為制限適合通知書(様式第4号)

によるものとする。

(規則で定める公共的団体)

第7条 条例第8条第2項及び条例第18条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 公立大学法人
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

第8条 条例第9条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）

イ 第2条第2号から第6号までに規定する工作物で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）

ウ 第2条第7号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。）

エ 第2条第8号から第12号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ築造面積が10平方メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが5メートルを超え、又は築造面積が10平方メートルを超えるものを除く。）

(4) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(5) 木竹の伐採で、高さが10メートル以下かつ伐採面積が500平方メートル以下のもの

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5メートル

ル以下かつ水平投影面積が100平方メートル以下のもの

イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積

ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積

(7) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(8) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が500平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(9) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更

ア 熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの

イ はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの

ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの

エ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(10) 地盤面下又は水面下における行為

(11) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(12) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(13) 景観計画において景観形成地域が定められ、又は拡張された際、

当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 特定施設及び附帯施設の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外

観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、前項第

1号から第4号まで並びに第9号から第12号までに掲げる行為

(2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、

当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

3 条例第9条第1項第3号の規則で定める行為は、第1項第4号、第9号エ

及び第10号から第12号までに掲げる行為とする。

(指導)

第9条 条例第11条の規定による指導は、景観計画区域内における行為指導

書(様式第5号)により行うものとする。

(勧告)

第10条 法第16条第3項及び条例第7条第5項の規定による勧告は、景観

計画区域内における行為勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(公表)

第11条 条例第14条第1項の規定による公表は、掲示場への掲示その他広

く村民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定により公表される者に対する通知は、公表通知

書(様式第7号)により行うものとする。

(変更命令及び現状回復命令)

第12条 法第17条第1項の規定による命令は、景観計画区域内における行

為変更命令書（様式第 8 号）により行うものとする。

- 2 法第 17 条第 5 項の規定による命令は、景観計画区域内における現状回復等命令書（様式第 9 号）により行うものとする。

（期間の延長）

第 13 条 法第 17 条第 4 項の規定による通知は、期間延長通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

（完了届等の提出）

第 14 条 条例第 12 条の規定による届出は、次に掲げる届出書により行わなければならない。

（1） 完了届（様式第 11 号）

（2） 中止届（様式第 12 号）

- 2 前項第 1 号の届出には、配置図及び完了後の状況を示す写真を添えて村長に提出しなければならない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第 15 条 法第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定により景観重要建造物の指定の提案をしようとする者は、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）第 7 条に規定する図書に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

（1） 景観重要建造物指定提案書（様式第 13 号）

（2） 景観重要建造物指定合意（同意）書（様式第 14 号）及び合意し、又は同意した者全員の印鑑証明書

（3） 土地及び建築物の登記簿謄本

（4） 配置図、平面図及び立面図

(景観重要建造物の通知等)

第16条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第15号)により行うものとする。

2 法第21条第2項の規定により設置する標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第17条 法第29条第1項及び第2項の規定により景観重要樹木の指定の提案をしようとする者は、省令第12条に規定する図書に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 景観重要樹木指定提案書(様式第16号)

(2) 景観重要樹木指定合意(同意)書(様式第17号)及び合意し、又は同意した者全員の印鑑証明書

(3) 土地の登記簿謄本

(4) 配置図

(景観重要樹木の通知等)

第18条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第18号)により行うものとする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(条例第18条第1項の規則で定める面積)

第19条 条例第18条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(西原村景観審議会長)

第20条 条例第26条に定める審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第22条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

第23条 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(書類の提出)

第24条 条例及びこの規則の規定により村長に提出する書類及び図面の部数は、正副2部とする。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。